

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示 新旧対照条文  
 ○作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（有機溶剤の濃度の測定）            第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定（エチルベンゼン及び一・二―ジクロロプロパン）にあつては、第十条第一項の規定）にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限り、エチルベンゼン及び一・二―ジクロロプロパン（前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。）を含む。以下「有機溶剤」という。）について有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定（エチルベンゼン及び一・二―ジクロロプロパンにあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。）は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法（エチルベンゼン及び一・二―ジクロロ</p>	<p>（有機溶剤の濃度の測定）            第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定（エチルベンゼンにあつては、第十条第一項の規定）にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限り、エチルベンゼン（前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。）を含む。以下「有機溶剤」という。）について有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定（エチルベンゼンにあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。）は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法（エチルベンゼンにあつては、第十条第一項に掲げる方法）を同時に</p>

プロパンにあつては、第十条第一項に掲げる方法）を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（エチルベンゼン及び一・二ジクロロプロパンを含む。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析	方法
(略)	(略)	(略)	(略)
三・三ジクロロ 四・四ジアミノジ フェニルメタン	(略)	(略)	(略)
一・二ジクロプロ ロパン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ 分析法	(略)
一・一ジメチルヒ ドラジン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第十三条関係）

物の種類	試料採取方法	分析	方法
(略)	(略)	(略)	(略)
N・Nジメチルホ ルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ 分析法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（エチルベンゼンを含む。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析	方法
(略)	(略)	(略)	(略)
三・三ジクロロ 四・四ジアミノジ フェニルメタン	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
一・一ジメチルヒ ドラジン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第十三条関係）

物の種類	試料採取方法	分析	方法
(略)	(略)	(略)	(略)
N・Nジメチルホ ルムアミド	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ 分析法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)